

物価高騰の影響を受けるこどもの居場所の活動を支援します。
(支援団体向け補助金)

三島市こどもの居場所物価高騰対策補助金事業

三島市内でこどもの居場所の活動を行うものに対して、
活動実績に応じた補助金を交付します。

申請書等はこちら
(三島市公式HP)



事業実施の流れ



交付申請

対象期間中^(※)に4回以上の実績を見込む団体は交付申請をお願いします。
(※) R6.4.1~R7.3.10まで
申請に基づいて市が交付決定します(このタイミングで予算が確保されます)。



実績報告

活動の様子を写真に収め、対象期間中の実績を報告願います。
様式第2号、請求書、写真をセットにしてご提出ください。



補助金の交付

実績報告に基づいて、補助金をご指定の口座に支給します。
支払は実績報告の提出から3週間程度かかります。



補助金額

区分	活動実績 ^(※)	補助金額
A	26回以上	100,000円
B	13回以上26回未満	50,000円
C	4回以上13回未満	20,000円

※令和6年4月1日から令和7年3月10日までの
三島市内における活動実績

注意事項

- 申請期間は**令和7年3月14日まで**です(郵送の場合必着)。
- 予算が上限に達し次第終了します。早目の申請をお勧めします。
- 申請書・報告書の他にも市が帳簿等の資料を求める場合があります。事前に整理をお願いします。
- 申請に虚偽の内容が含まれる場合や、法令等に違反があった場合、支給済みの補助金については返金していただきます。

裏面もご確認ください。

問合せ：三島市こども未来課 電話：055-983-2713 (平日8:30~17:15)

こちらは裏面です。表面もご確認ください。

三島市こどもの居場所物価高騰対策補助金事業



Q 質問	A 答え
法人の所在地や代表者の住所が三島市にないと申請できませんか。	こどもの居場所の活動場所が三島市内にあれば、法人の所在地や代表者の住所は問いません。
これからこどもの居場所の活動を始めようと思いますが、申請してもいいですか。	令和7年3月10日までの三島市内での活動実績が4回に達する見込みであれば、これからの活動予定でも申請可能です（支払は実績を確認してからになります）。
すでに26回以上の活動を実施済みですが、申請日より後に、さらに活動しないと補助金はもらえませんか。	以後の活動にかかわらず100,000円を支給します。
活動や光熱費の領収書について提出が必要ですか。	基本的に領収書等の提出は求めません。活動の事実については、写真で確認を取ります。ただし、事実確認のため、調査を行う場合がありますので、市が求めた場合には提出できるよう事前に整理をお願いします。
小規模の活動なので、参加児童が5, 6人ですが、申請できますか。	活動の規模に制限はありません。地域の子どもたちのために活動していれば、小規模でも補助金の対象となります。ただし、特定の人や会員のみで居場所を提供するような事業は対象外です。
複数の場所でこどもの居場所の活動を行っています。実績には、三島市外での活動も含まれますか。	こどもの居場所の活動が三島市内である場合のみを実績の対象とします。会場が市外になる活動は対象となりません。
一度、Bの区分で補助金を受け取りましたが、その後3月10日までに追加で実施したので、Aの区分に変更できますか。	1度実績報告をご提出いただくと、変更・修正はできません。ご質問のケースでは、Bの区分で支給します。追加での支給はできません。活動実績が確定してから完了報告をお願いします。
期間内に、52回活動した場合、2回に分けて申請すれば、2回補助金をもらえますか。	補助金は1つの活動につき1回に限り支給します。26回を超えて実施する場合でも、支給額は上限の100,000円です。
活動ごとにすべて写真が必要ですか。	すでに活動が終了している場合もありますので、活動すべての写真は求めません。枚数についても特段指定しませんが、実施回数に応じて適切な枚数をご提出ください。

その他ご不明点等ございましたら、こども未来課までお問合せください。
電話：055-983-2713（平日8:30～17:15）